

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十三条第一項第四号の五イの項」を「第二十三条第一項第四号の二イの項」に、「から第五項までの規定」を「及び第四項」に改める。

第二十一条の三第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十三条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三十条の三第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十条の四中「第四項、第十九項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十一項、第三十四項又は第三十五項」に改める。

第三十一条第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十一条の三第一項中「又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第三十一条の六第一項第三号イ中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号ロ中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改める。

第三十三条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第二十二條の三第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一條を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十七條 第三十二條の八第四項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第三十二條の十一の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日まで締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十二條の九第一項及び第三十二條の十一の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二條の九 第一項	一年六月 以内、同 項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第三十二條の十一の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第四項第二号
第三十二條の十 一の二第二項	六月以内 から六月 以内	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二條 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第二十七条を附則第二十九条とし、附則第二十六条の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第二十七条 法附則第六十条第一項の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第二十八条 法附則第六十一条第一項に規定する場合における附則第六条の二第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

（埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号の改正規定を削る。

附則第一項第二号を次のように改める。

二 削除

附則第一項第三号中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項第五号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、附則第三項を削り、附則第四項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項から附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

第四条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる額を控除した」を「第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第十号までに掲げる額を控除し、又は第三号若しくは第五号に掲げる額を加算した」に改め、同項第一号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同項第六号中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税

額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第五十三条第十二項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 法第五十三条第十七項に定める加算対象被配賦欠損調整額

六 法第五十三条第十九項に定める控除対象配賦欠損調整額

第三条第二項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十三条第八項に定める控除対象合併等前欠損調整額

三 法第五十三条第十一項に定める加算対象通算対象欠損調整額

第三条第三項を削り、同条第四項第二号中「又は同条第三項の規定によつて納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例附則第二十二条の三第二項の改正規定及び同条例附則に一条を加える改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第八項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号及び第二十三条の改正規定並びに第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次項の規定 令和三年一月一日

四 第二条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第九項の規定 令和三年十月一日

五 第一条（第一号から第三号まで及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条並びに附則第三項から第七項までの規定 令和四年四月一日

六 第一条中埼玉県税条例第二十一条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日
（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十一条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十三条の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

3 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（附則第五項及び第七項において「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分及び改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「五号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び附則第七項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び附則第七項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例（附則第六項及び第七項において「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分及び改正前の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

5 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

7 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧条例第三十一条の六第一項第三号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新条例第三十一条の六第一項第三号の提出期限の延長がされたものとみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

8 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。